

奨学金返還支援事業

奨学金を返還している方を支援します

大口町では、大学等の学生時代に、自身の修学のために、本人が貸与型奨学金（有利子・無利子を問いません）を借りられ、現在、返還中の方を支援します。助成金は1年の上限を1万円とし、連続する3年間支援します（毎年申請が必要です）。

対象となる方

▽令和2年8月1日時点において、継続して1年以上大口町に住所を有している方。

▽本人が、学生時代に自身の修学のため貸与型奨学金を借りられた方で、令和元年8月から令和2年7月の1年間に、奨学金を返還された方。

▽申請時に町税の滞納がない方。
必要な書類

▽助成金支給申請書兼請求書（様式は学校教育課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください）

▽貸付団体が発行した、奨学金を返還していることがわかるもの（奨学金返還証明書など）

▽令和元年8月から1年間に支払った返還金額がわかるもの（引き落

としされたことがわかる通帳の写し等）

▽入金を希望する申請者本人の通帳の写し（金融機関、支店名、口座名義、口座番号、預貯金種別がわかるもの）

※現金でのお渡しはできません。

受付期間

8月1日(出)から31日(月)

(祝日を除く)

受付場所等

学校教育課窓口（大口町中央公民館2階）

午前8時30分から午後5時15分

生涯学習課窓口（大口町中央公民館2階）

午前8時30分から午後5時15分

※土日のみ受け付け

郵送受付 8月31日(月)必着（書類送付先）〒480-0126

丹羽郡大口町伝右一丁目47番地
大口町教育委員会学校教育課 宛

問合せ先

学校教育課 ☎95-4446
メール kyouiku@town.oguchi.lg.jp

特別支援学校の給食費補助

対象 町内にお住まいで、特別支援学校に在籍する児童または生徒の保護者の方

補助金額 給食費1食当たりの単価に給食実日数を乗じた額の2分の1

※国から給食費の一部の補助を受けている場合は、給食費1食当たりの単価から国の補助額を除いた2分の1となります。

※国から給食費の全部の補助を受けている場合は、補助はありません。

対象期間・申請・交付

①4月から6月分 8月末日までに

申請、9月交付 ②7月から11月分
12月末日までに申請、1月交付
③12月から3月分 3月末日までに
申請、4月交付

※申請は、土・日および祝日を除く
申請に必要なもの 大口町特別支援学校給食費補助金交付申請書兼請求書（学校教育課、各特別支援学校で用意。申請書兼請求書中に、対象期間の給食実日数等を各学校で証明）

申請場所 中央公民館2階 学校教育課
問合せ先 学校教育課 ☎95-4446

大口町元気なまちづくり事業

ぽっかぽか子ども食堂

子どもたちが一人ぼっちで食事することが増えていませんか？

月に一度はみんなで楽しくおいしいご飯を食べましょう。働くお母さんもお子さんと一緒に参加できます。ゆっくりと食事を楽しんでください。

日時 7月18日(土) 午後5時から8時

場所 カフェ Ant(アント)

大口町伝右二丁目350番地(愛北市場内)

費用 子ども(小学生以下) 100円

中学生 200円 高校生以上 300円

申込み先および問合せ先

大口町まちづくり団体 ひまわりの会

代表 飯野 ☎080-4888-2525